

学会総会を終えて

(平成 22 年度日本遠隔医療学会学術大会・第九回日本テレパソロジー・バーチャルマイクロスコープ研究会総会 共同開催)

JTTA2010 大会長 中島 功

標記の総会を 2010 年 9 月 25-26 日、三島市民文化会館にて開催致しました。

天候にも恵まれ両大会で約 400 名弱 (JTTA 有料登録者約 200 名、招待およびスタッフ 60 名) の参加者が三島に集い、黒川清先生 (前内閣科学技術特別顧問)、木村通男先生 (日本医療情報学会会長)、中安一幸先生 (厚生労働省政策統括官付) らの特別講演に耳を傾けました。特に今大会は「遠隔医療に係わる法制度の限界」というテーマを掲げ、法制度と実社会との乖離を浮き彫りにしました。

すでに米国では 1990 年代に遠隔医療に関する法制度を整備し、公的な医療費からの払い戻しやユニバーサルサービスファンドによる回線とプロバーダーの無料化を受けて、遠隔医療を円滑、かつ着実に運用しております。コロラド州では 2009 年 6 月 我が国の医師法第 17 条に相当する法に違反し、遠隔医療において精神科医が有罪、実刑判決を受けています。

一方、我が国は、1997 年 12 月に各都道府県知事宛に出された厚生省局長通達 (その後の追加と改定)、つまり現法律を死守しなければならない行政側の解釈だけで運用され、立法府の見解や法の改定はまったくなされていません。我が国では議員立法 (議員が法律案を発議して行われる立法) が極めて少なく、国会議員が、専門的な知識から特定の法律を改定することもほとんどなく、立法府が十分な役割を果たしているとは言い難いのが現状です。このためわ高度情報通信ネットワーク社会形成基本法に基づいた遠隔医療の医療分野への円滑なる実施に当たっては、さまざまな既存の法律との課題を解決せねばなりません。例えば、厚生労働省傘下の薬事・食品衛生審議会医療機器・体外診断薬部会で、内視鏡手術器具の操作を支援する第三世代のロボットユニット「da Vinci サージカルシステム」をすでに医療機器として認可していますが、しかし、これを通信装置に接続し、遠隔で操作する手技が、国境を越えた場合は、医師法第 17 条、18 条違反、国内の操作ですら医師法第 20 条に抵触するのです。

このような背景で、国会議員・弁護士・外科医である古川俊治先生を招聘し、氏の法的な解釈、政策な展開を説明して頂き、加えて厚生労働省 中安一幸先生にもご発言を頂き、現医師法と行政側の解釈を論じて頂きました。両先生のご指南では、遠隔医療をどんどん推進し、将来、冠となる法律を国会で審議すべきであろうと。

本大会の運営に当たり、多くの企業や団体から協賛を承り、心から厚く御礼申し上げます。また大会を支えて下さいました JTTA 会長、事務局、役員、会員の皆様、日本テレパソロジー・バーチャルマイクロスコープ研究会会長、会員の皆様には、この場をお借りして感謝の意を表します。